

太閤検地における村位別石盛り制の研究(五)

佐藤 満洋

目次

まえがき

一 豊後国における文禄検地

A 新制度による南部四郡の検地

B 北部四郡の村位別石盛り

二 全国的に見た村位別石盛り制

A 島津領における村位別石盛り (以上五八号)

B 畿内における村位別石盛り

1 摂津の検地

2 河内の検地

3 和泉の検地

4 大和の検地

(以上五九号)

C 伊勢国における村位別石盛り

D 近江国における村位別石盛り

E 越前国における村位別石盛り

F 太閤蔵入地における村位別石盛り

三 村位別石盛り制の起源

四 石盛り原則について

A 村位別石盛りのし方

B 村の立地条件と村位 (以上六一号)

C 石盛り原則

五 太閤検地以降の村位と石盛り (以上六二号)

六 村位別石盛り制の意義

あとがき

(以上本号)

(2) 次に河内国の場合について検討してみよう。河内では、文禄三年(一五九四)の検地帳が知られている村について、それ以降の検地帳等の史料を知りえず史料制約が多く、それをもつてそのまま石盛りの比較をすることには問題がある。しかし一応第V―8表に知りえたものをまとめたので検討を進めてみよう。

慶長九年(一六〇四)の片桐市正による検地史料²⁰⁾として若江郡御厨村と同新田があげられるが、石盛りはわずかながら違いが認められる。それでこの石盛りの違いから文禄検地の村位別石盛りの制度を継承しているものごとく考えられるのである。さらに同一二年(一六〇七)の片桐市正による検地では、同郡北小坂村と宝持村²¹⁾の石盛りを知ることができ、その翌一三年(一六〇八)の丹南郡岩内村²²⁾の石盛りも知ることができる。前者二ヵ村の石盛りは部分的な違いはあるがほぼ同一村位とみることができそうである。しかし後者になると石盛りは大幅に低くなっている。検地帳の成立年が一年違うとはいえ、慶長一二年(一六〇七)に北小坂・宝持両村並みの石盛りであったものが一年後にこのように低い石盛りに急変したとは考えられない。それでこれはやはり村位の高低による石盛りの違いとみるべきであろう。

慶長一七年(一六一二)の検地になるとあるていど村数がまとまって見られ、石盛り別に村々を分けると二つの石盛りグループに分けることができる。すなわち、**渋川・若江両郡内六ヵ村の上々田一石六斗、上田一石五斗、中田一石四斗、下田一石二斗(下々田省略)**と、同じく**両郡内四ヵ村の上々田一石五斗、上田一石四斗、中田一石三斗、下田一石一斗(下々田省略)**の二通りの石盛り群である。(畑方は省略)。

このうち渋川郡竹濶村については文禄三年(一五九四)の検地史料があるが(第Ⅱ―7表参照)、石盛りを比較して見ると後者の方がはるかに高く石盛りされている。後者の石盛りは文禄検地時の河内国第一村位と第二村位の石盛りに引きあげられている。これはひとり竹濶村だけの理由ではなく、天下人としての秀吉時代と違って、関ヶ原役後一転して一大名に転落した豊臣氏が、徳川政権への対抗上の施策という特殊な事情から石盛りが増額されたものであるとみられている²³⁾。

(第V-8表) 河内国年次別石盛り比較

年号	郡 村 名		田 方					畑 方					屋敷	
			上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々		
慶長9	若江郡	御厨村	石斗	1.55	1.3	1.0	石斗	1.4	1.2	1.0	石斗	1.4		
	〃	新出	1.4	1.2			1.2	1.0	.8					
慶長12	若江郡	北小坂村		1.5	1.4	1.3		1.5	1.4	1.1		1.5		
	〃	宝持村		1.5	1.4	1.1		1.5	1.3	1.0		1.5		
13	丹南郡	岩内村		1.0	.8	.7		.8	.6	.5		.8		
慶長17	茨川郡	荒川村	1.6	1.5	1.4	1.2	荒畑	1.5	1.4	1.3	1.2	荒.9	1.5 (1.4)	
	〃	衣摺村	1.6	1.5	1.4	1.2		1.5	1.4	1.3			1.5	
	〃	植松村	1.6	1.5	1.4	1.2		1.5	1.4	1.3	1.1	.8	1.5	
	若江郡	小若江村		1.5	1.4		荒畑	1.5	1.4	1.0	新.9		1.5	
	〃	本庄村		1.5	1.4	1.5	1.0	1.5	1.4	1.3			1.5	
	〃	西郷村		1.5	1.4	1.3		1.5	1.4	1.3			1.5	
	茨川郡	東足代村	1.5	1.4	1.3	1.1		1.5	1.4	1.2			1.5	
〃	亀井村	1.5	1.4	1.3	1.1		1.5	1.4	1.3	1.1		1.5		
〃	竹淵村	1.5	1.4	1.3			1.5	1.4	1.3	.9		1.5		
若江郡	西堤村		1.4	1.2	1.0	田畑	1.0	1.5	1.3	1.1	.7	1.5		
延宝	7	若江郡	西郷村	1.6	1.5	1.3			1.5	1.3	1.1		1.5	
	7	〃	東郷村	1.6	1.5	1.3			1.5	1.3	1.1		1.5	
	6	茨川郡	荒川村	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1	1.5	1.4	1.3	1.2	.9	1.5
	6	〃	衣摺村	1.6	1.5	1.4	1.3		1.5	1.4	1.3			1.5
	6	〃	大蓮村	1.6	1.5	1.4			1.5	1.4	1.3	1.1	.8	1.5
	6	〃	植松村	1.6	1.5	1.4	1.2	1.0	1.5	1.4	1.3	1.1	.8	1.5
	6	〃	茨川村	1.6	1.5	1.4	1.2		1.5	1.4	1.3	1.1	.9	1.5
	7	若江郡	稲田村		1.5		1.2	.9	1.5	1.3	1.2	.9	1.5	
	7	〃	高井田村		1.55	1.4	1.3		1.5	1.4	1.2		1.5	
	6	茨川郡	東足代村	1.55	1.45	1.35	1.15	新田	1.5	1.4	1.2	.3		1.5
7	〃	亀井村	1.5	1.4	1.3			1.5	1.4	1.3	1.1	.9	1.5	

註 △印=文祿3年の石盛りがわかる村(第II-7表参照)

◎印=慶長17年の石盛りがわかる村

新=新高入

とはいえ竹淵村について細部にわたって見ると、文禄三年（一五九四）の段階では上々田と下田までの四段階であったが、慶長一七年（一六一二）の段階では下田がなくなっている。これはおそらく中田へ格上げされたものと見てよいであろう。田位格上の理由はここでは問わないことにするが石盛りの増額を見るときただ闇雲な増額に終始したのではなく、文禄検地における村位別石盛りの制度に従った一応秩序ある増額であることを知ることができる。ただ史料の制約のため村位が幾段階に分けられていたかは詳らかにしえないが、この点は後日を期したい。

延宝六・七年（一六七八・九）になると同地方は本田兵部少輔、万年長十郎等によって、いわゆる延宝検地²⁹が行なわれている。そしてこの検地でも村位別石盛りの制度が継承されていることを知ることができるのである。

すなわち、若江郡西郷村と東郷村の上田一石六斗、中田一石五斗、下田一石三斗がその一で（畑方は省略）、これに続く石盛りの村として渋川郡荒川村以下七ヶ村の上々田一石六斗、上田一石五斗、中田一石四斗、下田一石二斗の石盛りグループである（部分的な石盛り違いはあるが）。さらに渋川郡東足代村は、上々田一石五斗五升、上田一石四斗五升、中田一石三斗五升、下田一石一斗五升でこれに続く村位と考えられる。またこれに続く村位の石盛りと思われものに渋川郡亀井村の上々田一石五斗、上田一石四斗、中田一石三斗、（下田なし）がみられる。

右の石盛りから延宝検地は、村位別石盛りの制度を継承しているものであることを知ることができる。

ところで慶長一七年（一六一二）の検地と延宝六・七年（一六七八・九）の検地による石盛りを知りうる村が六ヶ村あるが両検地の石盛りを比較してみると第V-9表のごとくなる。

すなわち、慶長一七年（一六一二）には同じ村位と考えられる西郷村以下四ヶ村は、延宝検地では西郷村の石盛りだけが引きあげられて高村位になっている。また東足代村と亀井村は慶長一七年（一六一二）には同じ石盛りであったものが、延宝検地では東足代村は各田位とも五升あて引きあげられこれも二村位に分けられている。

そこで東足代村について石高・反別を比較してみると次の通りである。慶長一七年（一六一二）の検地結果は高五八四石三

(第V-9表) 慶長17年 延宝6・7年 石盛り比較

村名	年号		慶長17年					延宝6・7年				
	田方		田方					田方				
	上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々		
西郷村	石斗	1.5	1.4	1.3								
荒川村	1.6	1.5	1.4	1.2	荒 1.1	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1		
衣摺村	1.6	1.5	1.4	1.2		1.6	1.5	1.4	1.3			
榎松村	1.6	1.5	1.4	1.2		1.6	1.5	1.4	1.2	1.0		
東足代村	1.5	1.4	1.3	1.1		1.55	1.45	1.35	1.15	1.15		
亀井村	1.5	1.4	1.3	1.1		1.5	1.4	1.3				

斗九升九合、反別三九町七反一畝二一步であるが、延宝検地では高五六八石三斗三升七合、反別三八町二反九畝一步で、後者の方が高は一六石余、反別は一町四反余歩減少している。前者の村高が高いのは寺社の境内や土井まで高入れしていたためといわれるが、向地の平均反当高はともに約一石四斗七升であるので、後者はあたかも寺社の境内等を除いた分を各田位の五升増額によって、単位面積当りの取奪強化をはかったもののごとく思えなくはない。

しかし慶長一七年(一六一二)の検地で寺社の境内等まで竿入されたのはひとり東足代村だけではないであろう。とするならば同村だけが石高の辻つまを合せるために石盛りを高くされたと考えるのも不自然である。それで東足代村の石盛り増額は同村の土地生産性の向上と解すべきかも知れない。これは西郷村の石盛り増額の場合にもあてはまると考えるべきだろう。

右のごとく、河内国にあっても時代の推移にともなって石盛り高は変化しているとはいえ、これは無秩序な石盛り増額ではなく太閤侯地の村位別石盛りの制度およびその精神が江戸期にも継承され、しかも土地生産性の高まった村にはそれ相応の石盛りの増額を行なうなどして、村高決定の基本にされていることを知ることができるのである。

(3) 次に和泉国における慶長期以降の村位別石盛りについて見ることにする。先に泉郡横山谷一五ヶ村の文祿検地は村位別石盛りの例外的な石盛りであることを述べたが、同地は関ヶ原の戦後、豊臣氏の所領と、堺周辺のごとく徳川氏の直轄領とに分けられている。

ところで豊臣氏は慶長一六年(一六一一)に和泉の検地を行なっている。上述の横山谷一五ヶ村のうち北田村と北田村中村の石盛り^①を知りうるので、その石盛りを見ると上々田の新設と下畑の石盛り増がみられる点を除けば、その他は文祿検地における変則的な石盛りがそのまま継承されている。この石盛りを文祿四年(一五九五)の基準石盛りと同額の式下邨唐院村の石盛り^②と対比してみると、下田と中畑を除けばすべて北田村と北田村中村の方が石盛りが低く、村位別石盛りの制度を継承し石盛りをしていることを知ることができる。

豊臣氏の滅亡後は和泉は徳川氏の直轄領、すなわち天領となり、その後何回か検地が行なわれているので年次別の石盛りをみることにしよう。

大島郡界廻り中筋村では元和元年(一六一五)に検地が行なわれているが、さすがに商業都市の近郷らしく第VII表上段にみるごとく極めて高い石盛りになっている。しかしこの石盛りは文祿四年(一五九五)の検地時の石盛りと同額らしく、ここにも村位別石盛り制が継承されているのを見ることができるのである。

そして延宝七年(一六七九)の検地^③では同中筋村はさらに石盛りが高くなっている。その理由は灌漑用水施設の進歩による生産力の上昇^④によるものとみられている。しかし中筋村だけが高くなったのではなく、これにつぐ高い石盛りの村もみられるのでこれは全体的な傾向とみることができるといえる。

すなわち泉郡池田下村^⑤がこれに続き、さらに下村位に同郡王子村^⑥、寺田村^⑦、若堅村^⑧、大島郡金口村、赤畑村、高田村、八上郡豆塚村^⑨などがあり、これらより低村位と考えられる石盛りの村に八上郡長曾根村がある。これだけでも五段階の村位になる

(第V-10表) 文禄・慶長石盛り比較

年号	田方				畑方				屋敷	郡村名
	上々	上	中	下	上	中	下	下		
文禄 4	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	武下郡唐院村 泉郡横山谷15ヶ村 同郡北田村・北田中村
〃 3		1.5	1.3	1.1	1.2	1.0		1.2		
慶長 16	1.35	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0		.9	1.1	

(第V-11表) 元和・延宝石盛り比較

年号	田方					畑方					屋敷	郡村名	
	上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々			
元和 1	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	大島郡埴中筋村	
	2.2	2.0	1.776	1.603	1.484	2.2	2.0	1.703	1.6	1.405			
延宝 7	2.2	2.1	1.9	1.7	1.5	2.2	2.0	1.8	1.6	1.4		〃	
	1.8	1.7	1.55	1.4	1.2	1.5	1.4	1.35	1.15	.9	1.4	泉郡池田下村	
	1.65	1.55	1.45	1.3	1.1		1.3	1.2	1.0	.8	1.3	泉郡王子村	
	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1		1.3	1.2	1.0	.8	1.3	泉郡寺田村	
	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1		1.3	1.2	.9	.7		大島郡金口村	
	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1		1.3	1.2	.9	.6	1.3	泉郡若堅村	
	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1		1.3	1.1	.9	.7		大島郡赤畑村	
		1.5	1.2	1.1	1.025		1.2	1.05	1.0				大島郡高田村
			1.5		1.1		1.3			.9			八上郡豆塚村
	1.5				.9	1.2				.6		八上郡長曾根村	

のである。史料制約の下においてこれが正しい村位であるとは思われないが、一応、村位別石盛りの制度およびその精神が継承されていることは知ることができよう。では江戸中期から末期にかけての石盛りはどうなっているだろうか。幸いに泉郡若堅村^③の石盛りを知り得るので表示して見よう。寛政四年(一七九二)の上々田は史料の書き間違いであろうか、上々田と書かれていないが一応カッコを付して記した。また同年の下々田と下々畑は起田畑と古田畑の關係かと考えられ、石盛りが複数になつてはいるが、右の二点を除けば延宝七年(一六七九)から慶応四年(一八六八)まで(おそらく近世を通じてと思われるが)、同じ石盛りが行なわれている。もちろん途中での起田畑の新石盛りはそのまま継承されている。これは村位別石盛りの制度が土地支配の基本であつたとを物語るものであろう。

泉郡寺田村の場合も第V-B表に示したごとく、延宝七年(一六七九)の石盛りが寛政二年(一七九〇)の史料にもそのまま継承されているが、これは右の考えを異づけるものであろう。

(第V-12表) 若堅村年次別石盛り

年号	田方					畑方				屋敷	史料名
	上々	上	中	下	下々	上	中	下	下々		
延宝 7	石・斗 1.6	石・斗 1.5	石・斗 1.4	石・斗 1.3	石・斗 1.1	石・斗 1.3	石・斗 1.2	石・斗 .9	石・斗 .6	石・斗 1.3	検地帳
寛政 4	(0.6)	1.5	1.4	1.3	1.25 1.1	1.3	1.2	.9	1.0 .7 .6	1.3	村明細帳
慶応 4	1.6	1.5	1.4	1.3	1.25 1.1	1.3	1.2	.9	1.0 .7 .6	1.3	〃

(第V-13表) 寺田村年次別石盛り

年号	田方					畑方				屋敷	史料名
	上々	上	中	下	下々	上	中	下	下々		
延宝 7	石・斗 1.6	石・斗 1.5	石・斗 1.4	石・斗 1.3	石・斗 1.1	石・斗 1.3	石・斗 1.2	石・斗 1.0	石・斗 .8	石・斗 1.3	検地帳
寛政 2	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	1.3	1.2	1.0	.8	1.3	村明細帳

(4) 以上、豊後、河内、和泉の江戸期における村位別石盛りが、文禄検地の村位別石盛りの制度およびその精神を継承したものであることを見えてきたが、このほかに村位別石盛り制が継承されている地域を若干列記すると次の通りである。

美作国では「宇喜多秀家は文禄三・四年(一五九四・五)に財政を補強するために、秀吉の太閤検地方式にのっとって全領の検地を強行し、約二十万石を新たに打ち出した」といわれている。この太閤検地方式の内容は詳らかでないが、慶長九年(一六〇四)に森忠政が領内の村々を上・中・下の三等級に分けて村位別石盛りを行ない、村位は上之村、中之村、下之村と称し、第V-14表に示すごとく石盛りを行なっている。

このことから考えて上述の太閤検地方式とは村位別石盛り制を指しているものごとく思われる。それでここでも村位別石盛りの制度やその精神を継承していることを知ることができる。

参考までにこの石盛りを畿内地方の文禄検地の石盛りと比べてみると、この方が大幅に高い石盛りであることが注目される。美作での太閤検地における石盛りがどのようなものであったかは詳らかにしえないが、一般に太閤検地以降の検地の方が高く石盛されているので、美作の慶長九年(一六〇四)の石盛りが高くてもさほど驚くにはあたらないであろう。

(第V-14表) 慶長9年 美作国村位別石盛り

村 位	田 方			畑 方					
	上	中	下	上	中	下	下々	切畑	ナ畑
上之村	石・斗 1.8	石・斗 1.6	石・斗 1.4	石・斗 1.6	石・斗 1.4	石・斗 1.2	石・斗 1.0	石・斗 .8	石・斗 .8
中之村	1.7	1.5	1.3	1.5	1.3	1.1	.9	.7	.7
下之村	1.6	1.4	1.2	1.4	1.2	1.0	.8	.6	.6

(三好基之氏「津山藩」『物語藩史』(5)より)

(第V-15表) 筑前国村位別石盛り

村 位	田 方				備 考
	上	中	下	下々	
上々村	石・斗 2.020	石・斗 1.717	石・斗 1.414	石・斗 1.111	3斗3合下ル 1斗1合下ル
上村	1.919	1.616	1.313	1.010	〃 〃
中村	1.818	1.515	1.212	.909	〃 〃
下村	1.717	1.414	1.111	.808	〃 〃
下々村	1.616	1.313	1.010	.707	〃 〃

また筑前国での江戸期における石盛りを「筑前国統風土記」によって見ると、同国では村位を上々の村、上の村、中の村、下の村、下々の村の五段階に分け、第V-15表に示すような石盛りをしていたことを知ることができる。同国の場合、石盛りに端数がついている。

略 〇前

上村田一段の高

上田一石九斗一升九合

上々村上田

一斗一合下ル

中田一石六斗一升六合

上田よりは是も三升

(升恐斗誤)三合下ル

〇略

村位差は右のごとく、一斗一合、田位差三斗三合を石盛り原則としていることを知ることができる。この「筑前国統風土記」は具原益軒が元禄一六年(一七〇三)に福岡藩主に差し出し、宝永六年(一七〇九)に自序をつけて刊行したものであることと、全般的に石盛りが高いこと、さらに石盛りに端数があること等々

(第V-16表) 紀伊徳川氏石盛り

地域別	田方					畑方					屋敷
	上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々	
紀州	石・斗 1.9	石・斗 1.8	石・斗 1.7	石・斗 1.4	石・斗 1.0	石・斗 1.8	石・斗 1.7	石・斗 1.6	石・斗 1.1	石・斗 .7	石・斗 1.5
越郡土		1.56	1.4	1.3			1.3	1.1	.9		1.3
勢州		1.5	1.3	1.1			1.2	1.0	.8		1.2

から考えて、右の村位別石盛りは江戸期にはいつてから福岡藩で決めたものと考えることができ
る。

このほか慶長五年(一六〇〇)の「島津氏知行充行状」新知目録⁶⁹に見られる島津領薩摩国日
置郡永吉村の石盛りを見ると、上田一石六斗、中田一石四斗、下田一石二斗、上畑一石
二斗、中畑一石、荒畑一八斗(下畑不詳)で、これは同国の文禄検地における上の村の石盛り
とまったく同額である。

この一例のみをもって慶長期における村位別石盛り制を云々することはできないが、他地方の
例などから推して右の石盛りは、文禄検地における村位別石盛りが継承されたもののように思え
るのである。

また鳥取藩でも村位を上々の村、上の村のごとく分類⁶¹して村位別石盛りをしているし、さらに
村位別石盛り制の変形としては紀州徳川氏の地域別石盛りを見ることができ、表示すれば第V
16表のごとくなる。

この石盛りは同藩の記録書「田地検地(外)」に記されている「紀勢和州御領田畑位付」によつ
たものである。石盛りは膝元の紀州が最も高く、ついで和泉内、そして伊勢内の所領の順になつ
ている。これは村位別石盛りとはいえないが、元禄一〇年(一六七九)の「中畑村検地帳」⁶²の表
紙に「中ノ村中畑検地奉行 丹羽金内」のごとく書いてあるのが見られ、村位別石盛り制のなご
りらしく思われるのである。この中ノ村の一例のみをもってただちに村位別石盛り制の村位に結
びつけることは慎まねばならぬが、全然無関係とも断定出来ないので後日を期したい。

以上、江戸期における各地の村位別石盛りの実態を述べてきたが、藩によっては太閤検地の村

位別石盛り制がそっくりそのまま明治初年まで継承されている例や、在地の实情に合せて石盛りを変更して石盛りに端数のあるものが出現してきたりして、村位別石盛りの内容を一段と発展させているもの、あるいは地域別に石盛りをする変形の石盛り制を採用しているものなど、石盛りのし方には藩ごとの実情に応じた相違はあるが、太閤検地の村位別石盛り制およびその精神は江戸期の石盛り制として継承され定着していることを知りえた。

そしてこの村位別石盛り制は単なる石盛り慣習としてではなく「慶安検地条目」の第十條に次のごとく記されており、江戸幕府の政策として立派に継承されていることを知りうるのである。

○前
略

一 検地之村々、上ノ郷・中ノ郷・下ノ郷見わけ、分米等之詮儀肝要之事、

(傍点は筆者)

○以
下略

この一ヵ条からもわかるごとく、徳川幕府でも村位別石盛り制は土地支配の基本政策の一としていたのであり、われわれが近世農村を考える場合、村ごとの村高はもちろん不可欠のものであるが、可能なかぎり村位ないしは田畑ごとの石盛りを把握すべきことを示唆しているのである。

(註) ① 竹安繁治著『近世封建制の土地構造』五八・九頁(第11-12表)

② 『狭山町史』七五〜八頁

③ 竹安氏前掲著三八頁

④ 右同四〇〜六二頁。 ⑤ 右同四二・三頁(第11-2表)。 ⑥ 右同三九頁。

- (註) ①「和泉市史」(2)三七九〜三八八頁。「泉州泉郡横山谷内北田村御検地帳」(同)北田村中村御検地帳」
- ②「川西村史」一三二〜四頁。「和州式卜郡内唐院村御検地帳」
- ③森杉夫「都市接統農村の貢租―泉州堺廻り農村の場合」『堺研究』(一)六・七頁。
- ④右同五頁。 ⑤右同八頁(第五表)。 ⑥右同八頁。
- ⑦「和泉市史」(2)四七一〜八頁「和泉国泉郡池田下村検地帳」。
- ⑧右同四七八〜八一頁「和泉国泉郡王子村検地帳」。
- ⑨右同四六八〜七一頁「和泉国泉郡若堅村御検地帳」。
- ⑩右同四六二〜八頁「和泉国泉郡若堅村御検地帳」。
- ⑪⑫森氏前掲稿八頁(第六表)。
- ⑬「和泉市史」(2)七三八〜四〇頁「和泉国泉州若堅村指出明細帳」。
- ⑭右同七二六〜七頁「和泉国泉郡寺田村明細帳」。
- ⑮谷口澄夫「村のくらし(検地)」『岡山県の歴史』三一六頁。
- ⑯右同三一七頁。
- ⑰三好基之「津山藩」『物語藩史(5)近畿の諸藩』三七四頁。
- ⑱「古事類苑」『政治部七二下編』一一六三〜四頁。
- ⑲「国史文献解題」二〇〇頁。
- ⑳「島津家文書」一一〇八「大日本古文書」(家わけ)一六。
- ㉑児玉幸多著「近世農民生活史」(新稿版)一八頁。
- ㉒和歌山県立図書館所蔵史料。
- ㉓「池田村史」(和歌山県)。
- ㉔児玉幸多編「近世農政史料集」(一)四〇〜四二頁。

六 村位別石盛り制の意義

以上、太閤検地における村位別石盛り制の実態、および村位のきめ方、石盛りのし方等々の検討をした結果、石盛り制度および精神が江戸期における石盛りの制度に継承されていることを知ることができたが、ではこの石盛り制の実施はいかなる意義をもつものであろうか。次にその意義について考察してみよう。

一般に検地帳等を用いて近世畿村を考える場合、その多くは村々の田畑位ごとの石盛り総計を掲げ、そして村高何石のごとく村を把握している。特に市町村史の場合この傾向が見られる。これは当然のことであるが、すでにあきらかにしてきたごとくこの村高は一率の石盛基準によってきめられたのではなく、村位別石盛りの制度によってきめられたものである以上、単に村高だけを見るのではその村の実態を正しく把握したことはない。

そして村位別石盛りを無視すれば村ごとの石盛りを見る場合でも、基準石盛りであるにもかかわらず低村位の石盛りと対比して、太閤検地は苛酷であったというような誤った見方をしかねないのである。かかる過ちをくり返さないためにも村位別石盛り制のもつ意義をここで考えておく必要がある。そこで豊後国直入郡城後村を素材として考えることにしよう。

城後村についてはすでに別稿で述べているので、本稿では可能なかぎり簡略に述べたいと思うが、考察の性格上やむをえず重復して見苦しい点があろうかと考えられるがお許し願いたい。

城後村は上述のごとく、文禄二年（一五九三）から明治三年（一八七〇）まで近世を通じて石盛りを知ることができる。そしてその石盛りは文禄検地において定められた中ノ村の石盛りがそのまま継承されているのである（第VI表参照）。

しかし文禄検地では本村とともに中ノ村に位付けされていた板郷の萩原は、慶長一三年（一六〇八）の竹中氏検地では下ノ村に格下げになり、以後、江戸期を通じて下ノ村の石盛りが行なわれている。

ところでこの枝郷の萩原が下ノ村に格下げされた理由は一体何なのか、この点を直接証明する史料は残念ながら現存しない。しかし一応考えられることをあげてみると次の諸点あげられる。その一は本村と枝郷萩原の立地条件の違いである。

すなわち萩原は本村から約七・八百米離れた山中にあり、今日においてすら往来の便は本村に劣ることから考えると、江戸期にあつてはなおさらであつたはずである。第二は延享三年（一七四六）の「城後村明細帳」^②によつて耕地の土質を見ると、本村は「四分程真土、六分程黒土」、萩原は「惣而黒土」と記されており、萩原の方が本村に比して土質の点でも劣つている点^③が考えられる。先に引用した「地方凡例録」の「土地善悪之事」と右の土質記載を比較してみると、本村はほぼ中位、萩原は下位の土質であることがわかる。第三は水利で、萩原は本村の下流であり早損の場合被害は萩原の方が大であつたと思われ。大分郡植田庄高城村中村は文禄検地・竹中氏検地ともに下ノ村^④であるが、石盛りは前者が上田一石二斗、後者は上田一石一斗と後者の石盛りの方が低くなつてゐる。これは竹中氏検地の方が在地の実情をよく把握してゐることを物語るものであろう。それで慶長一三年（一六〇八）の竹中氏検地にさいして萩原の農民から、右のような諸理由のため中ノ村では年貢等諸負担にたえかねる旨の訴えがたぶん行なわれたのであろう。そして検地の結果村位の格下げが行なわれたものであろうと^⑤考えられる。

ところでこの場合、萩原の農民は中ノ村時代と下ノ村になつてからでは経済的にどのような相違が生じたのであろうか。まず年貢から見ることしよう。年貢率を仮りに五〇%^⑥と仮定して、上田を例にとつて中ノ村の場合と下ノ村の場合を考えよう。中ノ村上田は石盛り一石三斗で年貢は反当六斗五升となり、下ノ村上田は石盛り一石一斗で年貢は反当五斗五升となる。このため萩原の農民は竹中氏検地の結果、年貢が一斗少くなつたことになる。

ここで土質の優劣をひとまずおいて、仮りに萩原の農民が中ノ村時代でも年貢負担能力を有してゐたとするならば、下ノ村になつてからは石盛り減少額二斗と、年貢差額一斗の余剰ができたことになるのである。それで上質の土地を有しながら低村位に位付けさるればその村の農民は余剰生産をあげることになり、逆に劣悪な土質の村が高村位に位付けされたならば農民

(第VI-2表) 下ノ村小作入上高

田畑位		反当小作入上高	備考 石盛り
田	上	斗, 升 斗, 升 米 8,1~8,3	石・斗 1.1
	中	6,7~6,9	.9
	下	5,2~5,3	.7
畑	上	大豆 3,7~3,8	.8
	中	2,8~2,9	.6
	下	1,8~1,9	.4

(第VI-1表) 中ノ村小作入上高

田畑位		反当小作入上高	備考 石盛り
田	上	斗, 升 斗, 升 米 9,6~9,8	石・斗 1.3
	中	8,1~8,3	1.1
	下	6,6~6,8	.9
畑	上	大豆 4,6~4,7	1.0
	中	3,7~3,8	.8
	下	2,7~2,8	.6
	下々	1,8~1,9	.4

の生活は困難をきわめることになるのである。上述のごとく土質が劣ることから考えて萩原の場合は後者であったと思われるが、このため横地にあたって村位がどうなるかということは、農民の生活に大きな影響をおよぼしたはずであり、重大関心事であったはずである。このことは近世農村のすべてにあてはまることである。

さらに村位の違いは小作料や田畑の賃入れ値段の違いにも影響をおよぼしている。すなわち第VI-1・2表は寛延四年(一七五二)の城後村本村(中ノ村)と枝郷萩原(下ノ村)の小作入上高を示したものである。向表によって両村の上田を比較してみると、本村は小作入上高反当九斗六升八升となっているのに対して、萩原は八斗一升三升となっており、下ノ村上田の小作入上高は中ノ村中田並と一段低くなっている。このように村位が違えば同じ一反の小作入上高でも歴然と格差をつけているのである。

また同年の田畑賃入値段を第VI-3・4表によって見ると、中ノ村上田一反が銀二四匁三四匁であるのに対して、下ノ村上田一反当り一九匁二九匁となっている。この場合も中ノ村中田と下ノ村上田が同額になっている。

以上のごとく村位別石盛り制による村位の違いがそのまま小作料や賃入値段の相違となっているが、この格差は村位別石盛り制を堅持し、年貢収奪の基盤を確固ならしめるための処置と見ることができ、高村位の石盛りをされたがゆえにこおむるであろう農民の不利益を緩和するために、当局が考え出した対策であろう。そしてこれは村位別石盛り制と表裏一体をなすものであるといえよう。

以上、村位別石盛り制による中ノ村と下ノ村との間に生じた差違を見てきたが、また同

(第VI-4表) 下ノ村質入値段

田畑位		反当質入値段	備考 石盛り
田 方	上	銀 19~29 迄	石・斗 1.1
	中	14~24	.9
	下	14~18	.7
畑 方	上	18~22	.8
	中	14~18	.6
	下	7~11	.4
		15~35 位迄	1.0

(第VI-3表) 中ノ村質入値段

田畑位		反当質入値段	備考 石盛り
田 方	上	銀 24~34 迄	石・斗 1.3
	中	19~29	1.1
	下	15~25	.9
畑 方	上	21~25	1.0
	中	18~22	.8
	下	10~14	.6
下々		7~11	.4
屋敷畑		15~35 位迄	1.0

時にこの村位別石盛り制は農民の諸課役を永久的に定める基礎にもなっているのである。すなわち、ここに仮りに同じ耕地面積をもつば同条件の甲乙の村があるとしよう。甲村は上ノ村に、乙村は中ノ村に村位づけされたとすれば、当然のことながら石盛りが違うので村高は甲村の方が高くなる。ところが江戸時代にあつては幕領や藩ごとに若干の相違があるが、助郷をはじめ諸夫役・諸負担等は高百石単位または高千石単位で課せられて^⑨いる。そしてそれらの諸負担は村高に応じて各村に割り当てられ、さらに農民の持高に応じて各人の負担がきまるのである。この場合村高は次の図式によってわかるごとく農民の生活を左右する結果となつているのである。

村位・高 ↓ 石盛・高 ↓ 村高・高 ↓ 農民負担大
 村位・低 ↓ 石盛・低 ↓ 村高・低 ↓ 農民負担小

以上、江戸期にはいつてからの村位別石盛りによって生じた現象について述べてきたが、では太閤検地後期のいわゆる文禄検地の段階になつて村位別石盛り制が採用された理由はどこにあつたのだろうか。この点を少し見ておきたい。

安良城盛昭氏によつてあきらかにされているごとく、^⑩太閤検地に対して越前や近江の大森では名主百姓や地主的農民が旧来の特権維持のため、ひそかに内部工作をして抵抗するもの、あるいは天正一五年（一五八七）の佐々成政の指出徴収に対する肥後國人衆の一揆のごとく強力な抵抗を示すものなど、太閤検地はすべて最初からすんなりで行なわれたわけではなかつた。

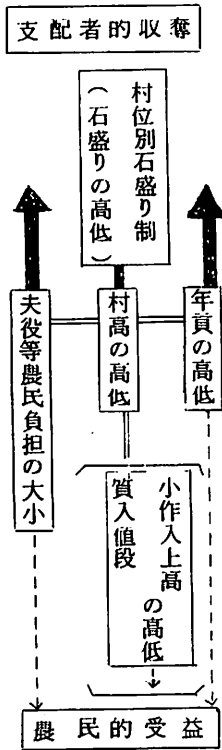
このため天正一八年（一五九〇）の段階になると、東北地方の検地にあつて浅野長

政に宛てた書状に見られるごとく、一略^{○前} 百姓以下に至るまで不相届に付て、一郷二郷も恣なてきり可仕候^{○中}、山のおく海へろかいの統治、可入念專一候^{○以下略}と、検地態度は厳しいものになっている。しかし同時に他の一面では、「村位別石盛り制の起源」の項で述べたごとく、大正一七年（一五八九）の洛中検地^②では街の繁度によって石盛りに差をつけたり、翌一八年（一五九〇）の石田三成に宛てた「御制札御判錢症」^①では村に上・中・下の段階をつけて判銭割当てを行なうなど、合理的に人民感情をやわらげる柔軟な政策も合せ用いている。

そして文禄検地の段階になると従来の一型の石盛り制の欠点を改め、複数型の村位別石盛り制を採用するに至ったと考えられるのである。

村位別石盛り制は右のような歴史的経過の上に立っての成果であり、一面では俊厳な農民支配の姿勢で検地にのぞみながら、他面では在地の実情を考慮した合理的な石盛り制として農民感情を緩和させ、収奪をはかる土地・人民支配政策であったのである。

この結果、次の図式に示すごとく支配者的収奪と低位村居住農民や小農民の間接的保護による農民的受益が相まって村位別石盛り制が定着するのである。



もつとも小作入上高と賃入値段がきまるのは江戸期になってからであるが、単一型石盛り制を改めたこの支配者的収奪と消極的ながらも農民的受益が一応両立するところに村位別石盛り制の意義があり、近世を通じてこの石盛りの制度が生き続けた原因があると考えられるのである。

(註)

①拙稿「辺地における近世農村の成立」(一)「大分県地方史」(四九号)五二―五五頁。

②渡辺澄夫・佐藤滿洋編『豊後国村明細帳』(三)「豊後国直入郡城後村明細帳」二七―五二頁。

③大石棋三郎校訂『地方凡例録』(上)一〇六―一〇三頁。

この「土地善悪之事」は田畑の上中下を見分ける場合のものであるが、村全体を総体的に見る場合も参考にしうる。

④安東清一氏所蔵文書(大分市高瀬)。

⑤この場合、検地者側が総合的生産性の低さを発見して村位の格下げを行なったと見るよりも、地元民の願い(訴え)によって格下げをしたと見る方がより自然であろう。

⑥宮川滿著『太閤検地論』(一)三二六・七頁参照。

⑦⑧⑨に同じ。

⑩児玉幸冬著『近世農民生活史』三五―六〇頁。

⑪安良城盛昭著『幕藩体制社会の成立と構造』(増補版)一九二―一九八頁。

⑫浅野家文書「安良城氏前掲著二七―二八頁。

⑬中部よし子「近世初期の都市検地と町民支配」『歴史学研究』三五八号三三頁。

⑭「本法寺文書」宮川氏前掲著(四)三二六頁。

あとがき

以上、太閤検地のうち、いわゆる文祿検地の段階から見られるようになった村位別石盛り制を検討し、一応、石盛りのし方やその歴史的意義を知ることができた。とはいえ、これですべてこの問題が解決したわけではなく、まだ今後究明しなければならない問題がいくつか残されている。

その二・三を列記すれば、

(一)朝尾直弘氏の「二百五十歩一一反の太閤検地」^①に対する問題であり、(二)太閤検地における村位別石盛り制実施の正確な範囲の確認である。(三)さらにこの(二)と関連するが肥後の加藤清正は太閤子飼いの武将であるにもかかわらず天正一七年(一五八九)の検地における上田一石三斗、中田一石二斗、下田一石一斗、上畑一八斗、中田一七斗、下畑一五斗、屋敷一八斗をその後も堅持しているし、また「長宗我部地帳」の文祿期以降成立したものにも村位別石盛り制は認めえないが、その理由があきらかでないことなどである。

このうち(一)の朝尾氏の論文に対する私見は実は本稿の一部として成稿しているが、紙幅の都合で割愛したので、これは近く別稿で発表する予定である。

(二)については史料不足のためここであきらかにしえないか、是非究明しなければならぬ問題である。後日を期したい。ともあれ、本稿は太閤検地に関する新分野の研究であり、筆者の独断が多いと思われるので、先学諸氏の御批判、御指導をお願いする次第である。

(註)

①朝尾直弘「二百五十歩一一反の太閤検地」、『日本歴史』(二五三号)二〇四〜九頁。

②熊本県立図書館所蔵史料。検地帳閲覧にあたって最大級の便宜を与えられたことに対して深甚の謝意を表したい。

③「長宗我部地検帳」の多くは天正一五〇一―一五八七―九一の間に成立しているが、文禄四年（一五九五）・慶長一〇三年（一五九六）に成立したものがある。しかし文禄四年以降成立のものも村位別石盛り制はあきらかにしえない。

〔付記〕

(1)本研究をなすにあたって御指導いただいた恩師渡辺澄夫博士に感謝を申しあげる次第である。

(2)本研究は昭和四一年度文部省科学研究費交付金（各個研究―渡辺澄夫博士）による「大分県における近世庶民史料の調査研究」の成果を一部に含むものである。

（大分県立大分工業高校教諭・大分市大石町二丁目一組西）

（完）

〔補遺〕

（註）

本稿脱稿後、小野文雄氏の『埼玉県の歴史』が刊行されたが、氏によると天正一九年（一五九一）の「武蔵之内御廻打取帳」は、村を上郷、中の郷、下の郷に分けて石盛りを行なっていることが述べられている。この検地は本稿で述べた村位別石盛りが始めて見られた文禄検地に先立つものであるが、これは天正一七年（一五八九）の洛中検地や、同一八年（一五九〇）の「御制札御判録」の村位分けなどとともに、村位別石盛り制の萌芽期を形成する一検地として注目されねばならない。

（註）小野文雄著『埼玉県の歴史』一一四・一五頁。